

議員提出議案第2号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

安田 優子

伊藤 保

坂野 経三郎

森 雅幹

福田 俊史

上村 忠史

内田 博長

浜崎 晋一

前田 八壽彦

広谷 直樹

澤 紀男

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書の提出等)</p> <p>第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「<u>収支報告書</u>」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「<u>証拠書類</u>」という。）の写しを添えて、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「<u>収支報告書</u>」という。）を、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(収支報告書の調査)</p> <p>第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長に行わせるものとする。</p>	<p>(収支報告書の調査)</p> <p>第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長（以下「<u>事務局長</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 <u>議員は、前項の調査に資するため、前条第1項に定める期間内に、政務活動費を充てた支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「<u>証拠書類</u>」という。）の写しを事務局長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>事務局長は、前項の規定により提出された証拠書類の写しを、第1項の調査以外の目的のために使用してはならない。</u></p> <p>4 <u>事務局長は、第2項の規定により提出</u></p>

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し(鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。)を一般の閲覧に供するとともに、当該収支報告書をインターネットの利用により公表するものとする。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び収支報告書の公表は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。

(委任)

された証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。

5 議長は、事務局長が提出を受けた証拠書類の写しを利用してはならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項及び第6条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第8条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(1) 県内に住所を有する者

(2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 県内に所在する学校に在学する者

(4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日からすることができる。

4 第2項の規定による収支報告書等の写しの交付を受けるものは、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、第2項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第5条第1項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(開示義務) 第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）<u>第6条第2項</u>の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」と</p>	<p>(公文書の開示義務) 第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」と</p>

いう。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号) 第5条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

いう。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号) 第6条第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

